

相続は家族の問題

女性の目線で相続を考える

STORY

アラフィフA子さん ある日の考察

「相続は踊る、されど進まず!?!」

連載エッセイ

舞台裏の瞑想

松村 武

「面白ければいいのか?」

私のお気に入り

「ドラムと向き合い対話する、
格別な時間。」

トーキョー

てくてく散歩

「北品川」

公認キャラクター&
親善大使が
決定しました!

詳しくは
P2へ



はた ゆりこさん



しほたん



公認キャラクター & 親善大使 が決定しました。

去る1月8日（金）明治記念館で開催された東京司法書士五団体新年賀詞交歓会において、公認キャラクターの「しほたん」と親善大使の「はた ゆりこ」さんの任命式がとり行われました。

「しほたん」は会員から公募されたものの中から最終審査に残った3つのキャラクターで会員による投票で、「はた ゆりこ」さんは一般公募の応募者の中から審査員による選考で選ばれました。

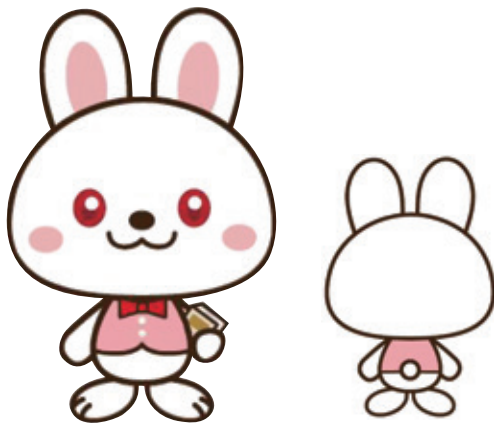
両名とも当会主催のイベントに参加して司法書士の広報活動にご協力いただきます。

お二人（お一人と一羽?）の今後の活躍に期待したいと思います。



公認キャラクター

しほたん



1.名前の由来

「司法(しほう)ちゃん」を「たん」付けで呼んで「う」を省略した

2.外見の特徴

しろうさぎ 白い→清廉潔白なイメージ(清潔感)
耳が大きい→相手の話をよく聞く(傾聴)
目が赤い→涙もろい、人情味溢れる(人情)
高く跳ぶ→高みを目指す(向上心)

3.その他の特徴

純真無垢なイメージ 長くて大きな耳で相手の話をよく聞き、時には一緒に涙を流すことも… 汚いことは大嫌いで正義感と向上心に溢れている

4.提案者から一言

外見の特徴ひとつひとつが「司法書士」のイメージに合っていると思います。可愛くて温かみのあるキャラクターとして人気者になれると信じています。

親善大使

はた ゆりこ



早稲田大学 政治経済学部を卒業後、シンガーとして活動をスタート。

2013年に1stCD「祈り」でCDデビュー。

2014年にはクラウドファンディングでデビュー曲「祈り」のミュージックビデオ制作プロジェクトを成功させ、カラオケ配信もスタートした。

現在はクラウドファンディングで100万円を超える支援を受け、初アルバムリリースに向けて制作に励んでいる。

その他、フジテレビめざましテレビ内「めざましプレゼント」のレギュラーMCを務める(～2014年)など、MCやモデルとしても活動している。

【誕生日】4月19日 【血液型】A型

【出身】埼玉県

【趣味・特技】食えること、旅行、お散歩、和服、書道(6段)、ぶたさん、ぶよぶよ、ドラクエ

【ブログ】「はたからみれば」<http://ameblo.jp/hatayuriko/>

【Facebook】<https://www.facebook.com/hatayuriko.official/>

【twitter】@hatayuriko

【はたゆりこ「祈り」ミュージックビデオ】

<https://www.youtube.com/watch?v=kE3-HseWJ6Q>

相続は家族の問題

女性の目線で相続を考える



棟石理実=Text 出崎知一=Photograph

日本人の平均寿命がトップクラスであることは、今や誰もが知るところです。2014年、厚生労働省の調べでは女性86・83歳(世界第1位)、男性80・50歳(第3位)と、男女ともに長寿であることがあらためて明らかになりました。

これはこれで大変素晴らしいことですが、この数字から見ても、女性のほうが男性よりも長生きをする……つまり、「遺産を受け取る」経験は女性のほうがより身近である、と言えるのではないのでしょうか。遺産相続は、家族間の問題をはらみ、しかも法律知識が必要となってくるだけに、どうしても家長(男性)、長男が中心となるべきと、日本の慣習としては思いがちです。

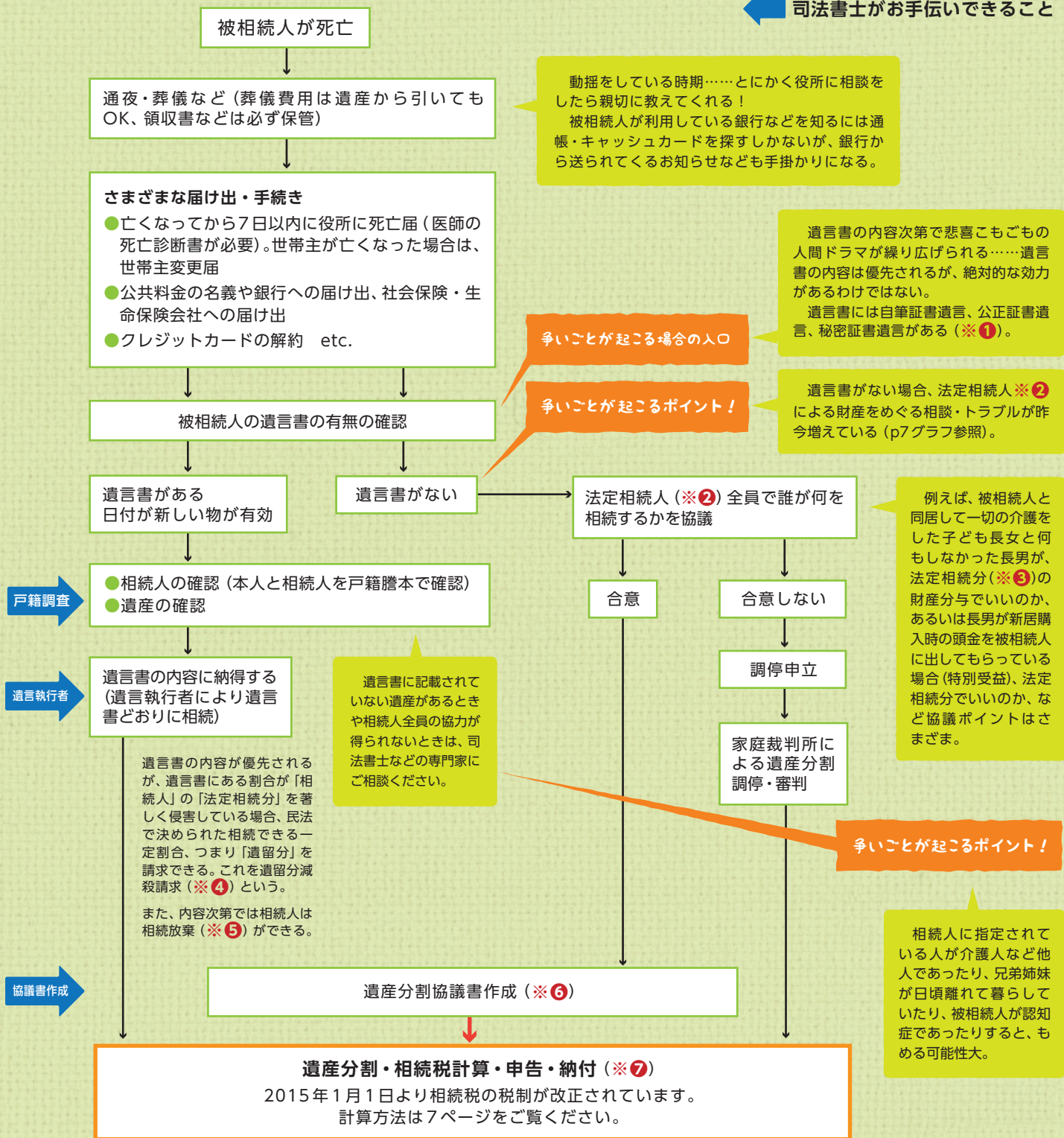
しかし、実際東京司法書士会への遺産相続についての相談は、ほとんどが「女性から」だそうです。その理由は定かではありませんが、いずれにしても、共働きの夫婦でも家事・育児・介護など担当する時間は妻のほうが多いと報告されていることから、家の事情をよく知る女性が遺産相続のキーパーソンではないでしょうか。ましてや、女性の社会進出が当然となっている現在、女性が遺産相続に関する基礎知識を持つことは、ある意味自然の流れです。

相続知識の基本を身に付けて、無駄な家族間の争いごとを避ける方法を見つけられるような、ステップアップした女性になりましょう！

相続の流れをザックリ頭に入れておこう！

2015年1月1日以降、相続の基礎控除額や相続税の税率などが改正されています。「相続なんて関係ない」と思っている人も多いかもしれませんが……司法統計によると、相続に関する家庭裁判所の調停や審判は年間約1万5千件(そのうち約7割が遺産総額5千万円以下)で、家裁で受けた相談件数になると、その10倍強に当たる約17万5千件(2012年)。しかも年々増加傾向にあります。相続争いを回避するために、まずは相続税を納付するまでの主な流れを理解しましょう！

← 司法書士がお手伝いできること



遺産相続の後にすべきさまざまな登記、例えば相続登記、不動産名義変更登記などについても、司法書士はスペシャリストです。

※ ① 遺言書には次の3種類があります。

自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言を自分で書き、押印（できれば実印）。ワープロや代筆は無効。費用も安く、秘密も守れる。紛失の危険があり、不備があれば無効になる場合もある。家庭裁判所（以下「家裁」）での検認が必要。	遺言を公証役場の公証人が作成。2人の証人が必要。費用がかかるが不備による無効の可能性は低く改ざんの心配もない。家裁による検認の必要はない。	本人が書いて封印した遺言を公証役場に提出。秘密が守られ公正証書遺言より費用が安い。2人の証人と家裁の検認が必要。

※ ② 法定相続人とは、民法で規定された相続人のこと。法定相続人には順位が決められています。

● 第一位の相続人

配偶者と直系卑属。直系卑属とは、「被相続人の子ども、子どもが死亡の場合その子ども（孫）、孫が死亡の場合その子ども（ひ孫）、養子、内縁関係の妻などの子、胎児」を言う。

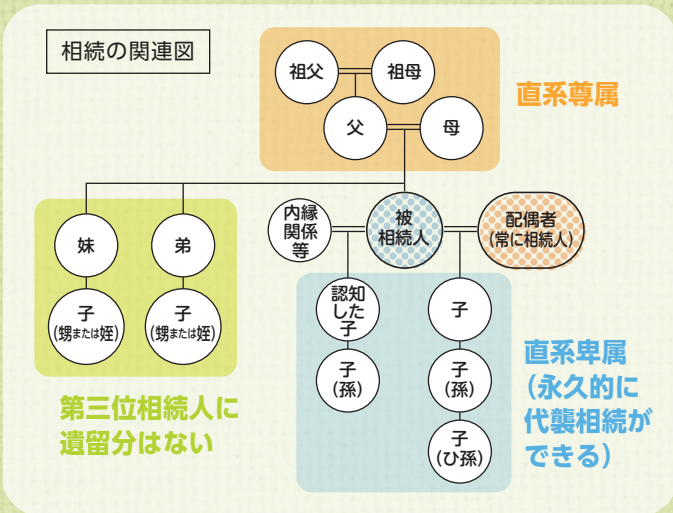
なお、内縁関係の妻などには相続権はない。

● 第二位の相続人（被相続人に子どもがない場合）

配偶者と直系尊属。直系尊属とは、「被相続人の両親、あるいは祖父母」

● 第三位の相続人（被相続人に子どもがない、または直系尊属もいない場合）

配偶者と被相続人の兄弟姉妹、兄弟姉妹が亡くなっていたらその子（甥・姪）。



※ ③ 法定相続分とは、民法で定められた相続人の相続の割合で、相続人の中で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の配分（目安）です。また、相続人の話し合いで割合を決定することもできます。

〈法定相続分〉

● 配偶者と子どもが2人場合

配偶者二分の一、子ども全員で二分の一（複数人いる場合、均等に分ける）

● 配偶者と直系尊属

配偶者三分の二、直系尊属全員で三分の一（複数人いる場合、三分の一を均等に分ける）

● 配偶者と兄弟姉妹

配偶者四分の三、兄弟姉妹全員で四分の一（複数人いる場合、全員で均等に分ける）

※ ④ 相続人の不利益を避けるために（「全額寄付」など）、民法では「遺留分」を保障しています。遺留分が侵害されている場合、相続人は「遺留分減殺請求」ができます。ただし、請求は相続開始を知った時から1年以内にする必要があり、知らなくても10年で権利が消滅します。

〈遺留分減殺請求できる人とその割合〉

- (1) 「配偶者・子・直系尊属（＝父母、祖父母）」。被相続人の兄弟姉妹に遺留分はない。
- (2) 割合は法定相続分の二分の一。ただし、被相続人が直系尊属だけの場合は、遺産の三分の一。

（例1）相続人が配偶者と子ども2人。遺産が1000万円の場合の遺留分配偶者は、法定相続分500万円×1/2=250万円、2人の子どもは、250万円×1/2=125万円ずつ。

（例2）相続人が両親で、遺産が1500万円の場合の遺留分遺産1500万円の三分の一（500万円）が遺留分。父母それぞれに125万円ずつ。

※ ⑤ 遺言書の有無にかかわらず、相続人が被相続人の死亡を知った日から3カ月以内に、「単純承認」「限定承認」「相続放棄」のいずれかを選択しなくてははいけません。

● 単純承認

被相続人の全財産（プラス財産、マイナス財産）を相続。各相続人が単独で承認できる。また、相続方法を3カ月以内に決定しない、勝手に財産を処分、あるいは限定承認や相続放棄をした後に勝手に財産を隠す、などをすると単独承認となる。

● 限定承認

相続した財産の範囲内で、負債の返済や支払などにあてることを条件とする相続（負債が財産よりも多い場合は、不足分の返済は免除）。相続人全員が承認する必要があり、相続人が被相続人の死亡を知った日から3カ月以内に家庭裁判所に**限定承認を申述する**。

書類作成

● 相続放棄

全財産の相続を放棄すること。被相続人が死亡したことを知った日から3カ月以内に家庭裁判所に**相続放棄を申述する**。各相続人が単独で放棄できる。

書類作成

※ ⑥ 法定相続人による遺産分割協議で決まった分割割合を記録します。遺産分割協議書の作成は法律で規定されていませんが、後々のトラブル回避のために作成されるほうがよいでしょう。

※ ⑦ 相続税の申告・納付期限は被相続人の死亡日の翌日から10カ月以内。原則、金銭による一括納付です。ただし、一定条件を満たしていれば分割し、延納（期間は約5年～10年）が可能です。延納期間や相続税の内容によって、年利3.6%～6.0%の利子税が付きます。

延納が困難であれば、不動産・債権・自動車・家具などでの「物納」も認められています。



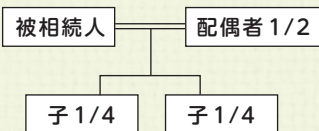
相続知識、
基本の「キ」

その2

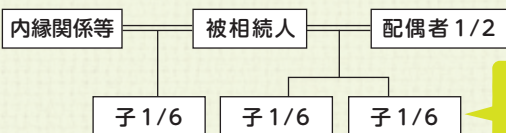
相続アルアル、決して他人ごとではない、相続問題

大まかな相続の流れを把握できましたか？ おや、早速相続問題でご相談に来られた女性が何人かいるようです。どんなご相談か、一緒に聞いてみませんか。だって相続問題、ひとつとじゃないんですから。

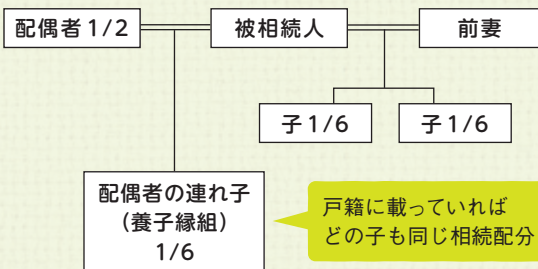
◎ 子どもの相続配分



配偶者 1/2、残りの 1/2 を 2 人の子どもで配分

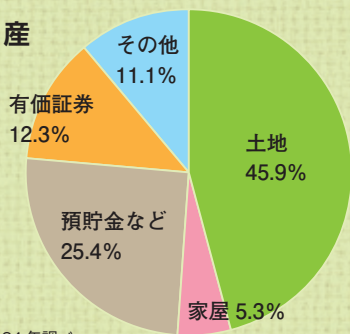


非嫡出子も相続配分は同率



戸籍に載っていればどの子ども同じ相続配分

◎ 相続財産の内訳



国税庁・平成 24 年調べ

「土地・家屋」といった分けられない財産が半分以上を占めています。そのことが相続でもめたり、一定の相続人に相続放棄を依頼する要因にもなります。家庭裁判所への相続関係の相談件数も、年々増加しています。

▶ 母子家庭で育った S 子さん、22 歳女性、独身

Q 「両親は私が生まれる前に離婚をして、子どものころから、離婚後に父は亡くなったと聞いていました。でも先日、母が実は父は生きていて、最近亡くなったと言うのです。私の両親は結婚しておらず、父には家庭があったそうです。それで、あちらのご家族から相続放棄してほしいという申し出があったようなのですが、ちょっと混乱してしまって……父親の実感のない人の財産をどう考えたらいいのか。そもそも妻でもない母から生まれた私に相続権があるんですか？」

A 「突然のことで戸惑われたでしょう。結論から言いますと、あなたにも相続権はあります。しかも、以前は婚姻外のお子さんは妻のお子さんの二分の一でしたが、平成 25 年に民法が改正されてお子さんはみんな同等になりました。なので、あなたにも権利はあります。それに S さんはお父さまをご存知なくても、お父さまは S 子さん、あなたの存在をちゃんと認められていたのですよ。内縁関係で生まれたお子さんを非嫡出子と法律用語では言いますが、これは「認知された」ことを意味します。法律的に認知をされたからこそ、今回のように相続権があるのです。そうでなければ相続権はありません。このことでお父さまを理解できることにはならないかもしれませんが、ただ、お父さまのお気持ちは察してあげてもいいのではないですか。あなたの存在が分かったのは戸籍を調べたからでしょう。相続が発生した際は、戸籍を調査しますから……もしくはお父さまの遺言書にあなたの存在が書いてあったのかもしれませんが。どうしても相続したくないのであれば、相続放棄申述の手続きをしましょう」

▶ 嫡出子と非嫡出子の相続分

以前は、非嫡出子の相続分は嫡出子の 2 分の 1 でした。しかし、平成 25 年 12 月に民法が改正され、嫡出子も非嫡出子ともに法定相続分は「子」として扱われ同じ割合となりました。この改正は、平成 25 年 9 月 5 日以後に開始した相続について適用されています。

民法では、胎児も養子縁組をした子どもも相続の権利を認めています。なお、配偶者の連れ子は養子縁組をすることで相続権が得られます。

司法書士は戸籍のスペシャリスト

相続が発生すると、被相続人だけではなく、相続人全員の戸籍謄本などを取り寄せ戸籍を調査します。調査結果により、今まで知らなかった家族の存在が明らかになる場合があります。音信不通だった相続人の居場所が分かったりもします。いずれにしても、相続によって家族の新しいページが開かれることは確かです。相続をスムーズに進めるためにも、戸籍調査のプロである司法書士に安心してお任せください。



▶ 夫と長女、夫の母と同居のY美さん、35歳

◎ 相続税の計算

平成27年1月の相続税改正により、基礎控除額が引き下げられ、税率が高くなりました。

【改正前】 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

(例) 財産5,000万円、法定相続人が4人の場合の基礎控除額

【改正前】 5,000万円 + (1,000万円 × 4) = 9,000万円

【改正後】 3,000万円 + (600万円 × 4) = 5,400万円

その他、税率の構造、未成年や障がい者の控除額なども改正されていますので、詳細は税務署などにお尋ねください。

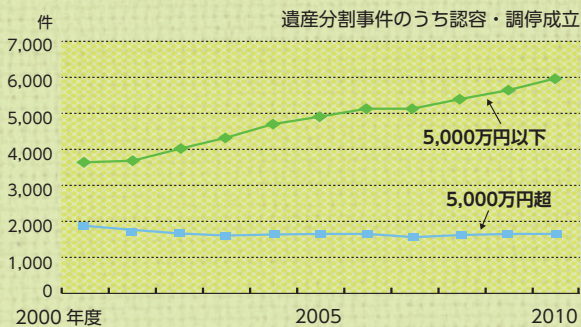
◎ 相続登記

相続により不動産、株券、証券などを取得した場合、名義変更の登記が必要です。相続関係をはじめ、さまざまな登記手続きができるのは司法書士だけです。

◎ 遺産分割協議

法定相続分とは違う形式や割合で相続をしたい場合、法定相続人全員による協議で分割方法などを自由に決めることを遺産分割協議と言います(全法定相続人の合意が必要)。協議成立後、遺産分割協議書を作成し(全員が実印で押印)、相続登記の手続きをします。遺産分割協議書作成から相続登記まで司法書士がお手伝いします(参考4~5p)。

財産額別「相続争い」



※出所：司法統計年報 (件数は暦年フローベース)

額が多いから財産争いがあるのではなく、財産があることで問題が起こるのかもしれない。

Q 「夫が長男なので結婚以来、ずっと夫の実家で同居をしています。実は、長年患っていた義父が2カ月前に亡くなり、みんな覚悟をしていたせいもあり、義母も夫も、夫の妹も、なんだかのんきで相続関係のことは、“そのうちに”とか“とりあえずお袋が相続したらいい”とか言って真剣に取り組もうとしないんです。妹はもう結婚して出ていますが、夫の家族は元来この調子で、結局最後は私が全部対応するというのが常なので、慌てないように一体何を準備して、どうすればいいのかをご相談にきました」

A 「それは賢明なご判断でした。確か、都内の戸建てにお住まいでしたね。預貯金や生命保険、それに株券など財産を細かく確認してみないとなんとも言えませんが、相続税が発生する場合、納付期限がお義父さまが亡くなった日から10カ月以内なんです。昨年の相続税改正で計算方法が変わり、相続税が発生する可能性が大きいですので、今日、相談に来られて良かったです。お義父さまの銀行口座は……まだそのまま？

それはすぐに銀行に連絡する必要があります。多額のお金を引き出してはいけませんね。それも良かったです。

まずは、お義父さまの遺言書は……ざっとでなく、再度きちんと確認してください。それが先決です。その結果次第で、今後の対応が変わってきます。遺言書があれば、相続についてもそれを優先します。遺言書がない場合は、全相続人の確認、お義父さまの財産の確認、それから相続配分の協議など、さまざまな手続きが必要です。もしお義父さまに借金があれば、相続放棄をすることも選択肢の一つになります。もちろん遺言書があっても、一連の手続きをすべて省くわけではありませんが、スムーズに進みます。

生命保険会社などにはご連絡……済みですね。保険金は相続税の対象になりますから、注意してください。それと相続がすべて確定してから、不動産の名義変更(相続登記)など、さまざまな登記が必要になります。これは義務ではありませんが、放置しておくとう将来的に相続関係が複雑になり、つまりY美さんのお子さんやお孫さんたちが大変な思いをするということです。しかも解決するための費用もかさみますので今のうちに済ませておきましょう。また、お義母さまに一度すべてを相続と言われましたが、これは相続税額などを確認してから考えましょう。また後々のために、お義母さまの遺言書も早めに作成しておくことをお勧めします」

▶ 10歳年上の夫が3年前に他界、
相続人がいないT子さん・69歳

Q 「夫を3年前に亡くしました。私たち夫婦には子どもはなく、兄弟姉妹もおりません。すでに両親は他界しておりますので、私、一人なんです。今はまだ旅行に行ったり、ジムへ通ったりと結構毎日忙しくしていますが、そうはいつてももう70歳ですので、いつお迎えが来てもおかしくありませんし、寝たきりになったり認知症になるかもしれませんので、ささやかですが夫の残してくれたものをどうするかを今のうちに決めておきたいんです。私の葬儀についてもご迷惑のかからないようにしておきたいです」

A 「よく決心されましたね。まず、一番大事なことはTさんのお気持ちですが……まだお気持ちがかたまっていないのですね。では相続人がいない場合を、簡単にご説明しましょう。

相続人がいない場合、何よりも遺言書が優先されます。ですから、Tさんのお気持ちが決まり次第、遺言書の作成をお勧めします。ただ、書き方などに不備があると、無効になる場合がありますので、ご注意を。遺言書がなければ、最終的にはTさんの財産は国庫に帰属しますが、その場合、Tさんの財産を管理する相続財産管理人を家庭裁判所が選任して、相続人を探すための公告を出したりするなど、いろいろな手続きを経て「相続人がいない」ことを法的に証明する必要があります。

その他、例えば、財産を大きくするためにご尽力された方がいれば、その方も相続人の対象になります。それから、Tさんがご心配されているように、将来介護の必要があるかもしれませんね。その場合、献身的にお世話をしてくださった方に財産を譲ることも選択肢の一つです。また、今後、Tさんが認知症などにならないとも限りませんから、財産を守るという点では成年後見制度の利用も頭に入れておいてください。

そして、何が起るかわからないのが人生です。旅先で素敵な方に出会われて、その方と再婚、あるいは同居、つまり事実婚をされることもないとは言えません。また養子を迎えられる、養子縁組をしなくて一緒に住むことも考えられる。このように生計を同じくした人は、相続の対象となり得ます。

ですから、今は相続人がいなくても、将来的に出てくることは考えられます。どこかに寄付することも当然あり得ます。いずれにしても一番大事なことはTさんのお気持ちを遺言書に残すことです。それから葬儀代も財産から使うように、ついでに葬儀の内容もご自分のしたいようにきちんと遺言書に書き残しておきましょう」



成年後見制度

認知症などにより判断能力が十分でない人を保護し、彼らに代わって財産管理や身上監護などを行う制度。すでに判断能力が低下した人が利用する「法定後見」と将来の場合に備えて契約をする「任意後見」があります。司法書士の職務の中で重要なものになっています。

まとめ — 遺言書と専門家への相談でスムーズな相続 —

どうやら、相続に関する争いを避ける最善の方法は、今のところ「遺言書」のようです。

日本公証人連合会の調べでは、遺言公正証書を残した人は、2014年には約10万人強ですが、ここ数年は増加傾向にあるそうです。また、現在政府では平成29年度の実施を目指し「遺言控除」の創設を検討しています。これにより多少の減税が望めるだけでなく、遺言書が普及すれば、空き家の増加防止にも効果があるのではと考えられています。

ただ、「失踪人がいる」「よそに子どもがいるかどうか確認ができない」「被相続人から生前贈与などがある（特別受益）」「被相続人の財産増加や維持に尽力した（寄与分）」など、日常生活では知り得ない（気にかけていない）事実が、被相続人の死によって明らかになることがあり、家族だけで対応することが難しい場合が多々あります。

できるだけスムーズに、なるべく争いごとを避けるために、「司法書士に相談する」というのも相続問題の基礎知識の一つです！

アラフィフA子さん ある日の考察

相続は踊る、サレど進まず!?

私、常に穏便に平和に生きていきたいと願っているのですが、世の中、相続に関わるゴタゴタは案外多いものなのです。

友人のご主人が57歳の若さで急逝しました。彼女たちには子どもがいなかった

ので、相続人は彼の母親（義母）と友人です。これに関して義母から「あなたに相続分があるのは、納得できないわ」と散々嫌味を言われながらも、法定相続のとおり義母3分の1、友人3分の2という割合で相続財産を分けることで落ち着いたものの、港区のマンションは共有になり、結局売却せざるを得ない羽目に。しかしそこで話は終わらず、「もめごととは続くよ、どこまでも」。

「元から母とはうまくいっていなかったのに、このままずっとつながりが続くのかしら？」

離婚したわけでもないし……。でも、お墓は一緒に入りたくない。

友人の懸念を裏付けるように、民法では3親等の親族に扶養義務が発生することも規定されています。義母は1親等の姻族になるので、扶養しなければならぬこともあり得るし、後見人候補者でもあるのです。

もちろん、再婚すれば姻族関係はなくなりませんが、生存配偶者から姻族関係を終了できる方法もあるそうです。

これには戸籍法による届出が必要で、これが受理されると夫の親族たちと法律的には“他人の関係”になれるわけです。しかし、これ、亡くなった方（今回の場合、友人の夫）の血族からの意思表示はできないのです。「あんな嫁とは一切関わりたくない」と義母が思っても、姻族関係は終了できません。

例えば、自分の兄弟の配偶者が気にならなくても、こちらからは絶交できないって言うことですよ。（ハハ）

しかし、せっかくの縁、できるなら関係を修復して大切にしていきたいですよ。

One Point!! 司法書士・愛さんの

第728条

- ・ 姻族関係は、離婚によって終了する。
- ・ 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示したときも、前項と同様とする。

と、あります。でもこの終了の届出が受理されたからと言って、血族関係は終了しません。例えば、夫の死亡後、姻族関係を終了させたとしても、夫との子どもは祖父母の相続の代襲相続権を失うわけではありません。

ただ、この届出は人間関係も失うことになりかねません。法律家に相談するなど、慎重にされることをお勧めします。



高校生法律教室

アルバイト先で理不尽な扱いをされたら？

近年、若者が多重債務や悪質商法などの問題に巻き込まれるケースが増加しています。世間の荒波にこぎ出す前に基本的な法律の知識を身に付けてトラブルを予防・回避してほしい……東京司法書士会では高校生などを対象とした出張法律教室を年間を通じて無料で開催。昨年11月、私立明星学園高校（東京都三鷹市）で行った教室の様相を紹介します。



「働く」～司法書士の仕事から～

明星学園高校では、高校1年生の現代社会科で「働く」をテーマに授業を行っています。東京司法書士会は平成25年から、同校のカリキュラムに沿った法律教室を開催してきました。今回は、1.職業としての司法書士、2.アルバイトに関係するミニゼミ、という2部構成で授業を展開。司法書士について「名前を見聞きしたことはある」「全く知らなかった」という生徒が大半なので、司法書士とその仕事を知ってもらうことから始めました。

第1部では、まず、司法書士は国家試験を受けて得る資格であり、不動産登記、商業登記、裁判業務、成年後見、債務整理といった法律で決められた範囲の仕事を行う……など、社会のさまざまな場面で必要とされる業務内容を説明。

次に、司法書士の業務の中で最近増えつつある成年後見にフォーカスし、実例を交えて分かりやすく解説しました。

「成年後見制度」は認知症や精神・知的障害などで判断力が十分でない方（被後見人）が不利益を被らないように設けられた制度であり、成年後見人は家庭裁判所から選任され、銀行取引などの「財産管理」や医療・介護手続きなどの「身上監護」を行い、被後見人の人生を最後まで見守る……という話に、生徒たちは静かに聞き入っていました。

司法書士の仕事は社会において困っている人を法律の面から助けることが中心ですが、人はそれぞれの立場でみんな仕事をする（「働く」）からこそ社会は成り立っていることに言及して、第2部のミニゼミへ。

バイト先でトラブル!?
法律が君たちの権利を守る

ミニゼミでは、「アルバイト先で理不尽な扱いを受けたときどうすれば良いか」を生徒たちがグループに分かれて話し合い、意見発表を行いました。

理不尽な事例 A

バイト中に誤って商品を壊したら、店長から「弁償してほしい。バイト代から引く」と言われた。

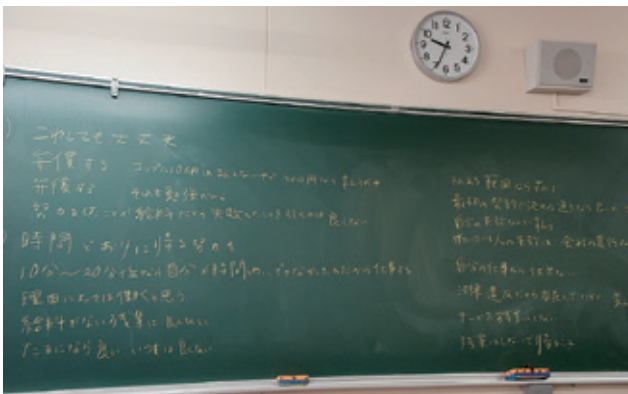
理不尽な事例 B

バイト終了時間が来てもすぐに帰れず、いつも15～20分程度時給がつかないサービス残業をさせられる。

◎生徒の意見（抜粋）

A 「会社で補償されるから、弁償しなくても大丈夫」「自分の落ち度だから弁償する」「素直に弁償する。これも経験の一つ」「給料は努力の結果得るもの。失敗をそのお金で弁償するのはおかしい」「1000円までなら払う」「採用された時の規約になれば払わない」「故意じゃないから払わない」「勤めている場合、会社の責任だから払わない」

B 「頑張って時間通りに終わらせ、残業しないで帰る」「15～20分ならやる。やり残した仕事の責任を取る」「妥当な理由があればやる」「資本主義では労働と時間を売って対価を得るのだから、残業代を支払わないのは違法では?」「本当に忙しいならともかく、毎日店



授業を終えて。 生徒たちの感想から

- ▶ 司法書士という職業は名前しか知らなくて、今回どんな仕事をしているのかが詳しく分かったので、とても良い授業でした。また受けてみたいです。
- ▶ 成年後見だけでなく、債務整理や不動産登記についても、もう少し詳しく知りたかった。
- ▶ 将来会社などで仕事をしていく際に、もしもこのようなトラブルがあったら、ここで得た知識をうまく生かせたらいいなと思いました。

- ▶ 一方的に話を聞くだけの講座ではなく、グループで話し合った上で雇用者と労働者の関係を説明していただいたので、しっかりと頭で理解しやすかったです。
- ▶ 身近なテーマだったので、興味を持つことができた。大人になって何らかの職に就いたとき教科書の条文を丸暗記するのでは活用できる知識として身に付かない。今日のような具体例からの理解が重要だと思った。
- ▶ 法律の大切さを学んだ。
- ▶ グループワークのとき、司法書士の方の具体的なお話で考えを広げることができた。

- ▶ バイトをしていないので労働基準法など知らないことも多かったが、今回の授業で相談できる場所などが分かった。



生徒たちが将来の自分の仕事について考え、「理不尽なことが起こったら、法律が守ってくれる」という意識を持ってほしい…そんな講師たちの思いが伝わる法律教室。今年も各校で開催します！

に利用されるのは良くない」「時と場合による。自分の仕事が終わってなければやる」「店長に言ってもダメなら本部、それもダメなら労働基準局にサービスクレームをさせられて、法律違反だと訴える」「時間を売っているのだから、帰っても良い」と、ピュアな中にも鋭い視点が感じられる興味深い意見が多く出されました。法律的に正しい解釈は次の通りです。

◎司法書士からの解説

A アルバイトなどの労働契約を結んだ場合、雇い主が有利になりがちなので、国は法律で労働者を保護。賃金の支払いも労働基準法で定められ、①現金で、②直接本人に、③全額を、④毎月1回以上、⑤決まった日に支払

う、という5つの原則があります。今回は③全額払いの原則に反します。また労働者は機械ではないので、多少の損害が発生することも雇い主はあらかじめ考慮すべきです。バイト中に故意に壊したような場合や、うっかり度合いがひどい場合を除いて、弁償の必要はありません。

B 雇い主が約束した時間を超えた残業をさせるときは、個々の労働者と「場合によっては残業してもらおう」という契約が必要であり、こうした契約なしに残業を命じられても断ることができません。また労働基準法は、18歳未満の場合、法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）外の残業をさせることはできないとされています。たとえ契約なき残業であっても、雇い主は残業代を支払う義務があります。

舞台裏の瞑想

松村 武



第3回

「面白ければいいのか？」

舞台や映像、小説などにおいて、どのような作品を作るか？と問われて、だいたい作家に共通する答えは、恐らく「面白い作品」ではないだろうか。どの作家も面白い作品を作ろうとしている点は同じなのである。ところがこの「面白い」という言葉をどういう意味で捉えているのかということは、当然ながら人によって全然違う。まさしく「全然」違うのである。それほど「面白い」という言葉が指し示す現象は、この多様性個人主義の世の中と相まって、どんどん広がっているように思う。

僕がいる舞台の世界で幅を利かす言葉の一つに「エンターテイメント」略して「エンタメ」というのがある。使われ方としては様々あって、例えば舞台を評する時に「エンタメになつてない」とか一つの面白さの絶対基準みたいに使われることもある。「エンタメ演劇」なんて言い方もあって、これは難しい作品ではありませんよという言い訳のように標語として使われたり、あるいは逆に、観客に媚びただけのレベルの低い作品のことをこのように呼んで馬鹿にするという例もある。「エンターテイメント」は和訳すると「楽しませる」「面白がらせる」ということ。しかし「面白がらせる」側の「面白さ」が定まらないイメージでは、この言葉はどう使われようが、いい加減なものになる。最近「エンタメ業界」なんて括りの言葉もあって、そんな業界に入った覚えは一つもないが、「面白い」作品を目指すということはつまりそういうことだ

る？と言われれば、簡単には反論できない。確かに決して「面白くない」作品を目指しているわけではない。

しかし、作品は「面白い」「面白くない」の二択ではない。そこが巧妙にごまかされている。「面白い」や「エンタメ」という言葉には、大雑把といつてもまだ足りないほどの曖昧さがある。きつと初めからそうだったわけではない。そういう類の言葉をそんな風に社会が育て続けている。

言葉がどんどん最大公約数的に集約していき、細かいニュアンスの違いの表現が失われ、一つの言葉がいろんな意味を持ちすぎる状態になるのは怖い。正当性も嘘も、すべて結局は言葉が織り成すものである以上、言葉が大雑把になるということは真偽や善悪が曖昧になるということでもある。きつとこの曖昧さに紛れて確信的に育つモンスターがいる。そいつが「面白い」や「エンタメ」を言い訳に、とんでもないことをしでかす事態はすでに始まっている気がする。

まつむら たけし

1970年奈良県生まれ。早稲田大学在学中の1990年、学内の演劇サークル「演劇倶楽部」を母体に、八嶋智人らと5人で劇団「カムカムミニキーナ」を旗揚げした。劇団主宰として全作品の作・演出を担当、外部作品での作・演出も多く、ミュージカルから時代劇まで幅広く手掛ける。自らの劇団公演のみならず、俳優としても他劇団の公演、TVドラマ、映画にも出演するなど、八面六臂の活躍中。



ドラムと出合ったのは15歳のころ。ベンチャーズの人氣とともにバンドブームが到来し、エレキバンドが日本中にできていた時代でした。僕もギターをやりたくて先輩のバンドに入りましたが、「藤原、おまえは運動神経いいからドラムだ」と(笑)。

備前高校在学中には、自分たちのバンドを結成しました。2年生から僕はジャズドラムを習い始めたので、バンドでもマイルス・デイビス的なジャズを演奏したりしてね。文化祭ではトリを3年間務めました。全校生徒の前で演奏するのは、すごく気持ちが良かった。ドラムで生活ができたらいいなと、プロを意識して1日4〜5時間練習し、卒業と同時にドラムの先生のところでバンドボーイに雇ってもらいました。バンドの移動の手伝いをしたり、たまに先生の代わりにたたいたり……そんなある日、山下洋輔トリオを生で聴いて雷に打たれたような衝撃を受け、これだ！と。20歳の時です。その後上京して、山下トリオのドラム・森山威男^{たけお}さんに弟子入り。ダンスホールなどのバンドで演奏するようになりました。当時は生バンドをバックに歌うというのが一般的で、毎日仕事があったんですね。

ところがオイルショックの後、店はバンドを置かなく



ドラムと向き合い対話する、格別な時間。

なり、ドラムの仕事では生活できなくなりました。そして、自分の限界が見えてしまった。僕は森山威男には絶対なれないし、その豊かな表現力による境地は、凡人がまねできるようなものではありません。努力だけじゃどうにもならない世界に挑戦していると身に染みて分かりました。だからといって、もう普通の就職は難しいし、何か資格を取らなくては考えたわけです。弁護士は無理、公認会計士も無理、と消去法で司法書士を(笑)。勉強を始めたのは26歳。予備校で良い先生に出会って法律の勉強が面白くなりましたが、試験は本当に手ごわかった。ドラムで挫折して親にも心配をかけたし今度は逃げるわけにはいかない、と何年も苦勞して資格を取りました。この間、ドラムには一切近づきませんでした。でも50歳を過ぎて、またドラムをやりたくなつたんです。ドラムの魅力はリズムの奥深さを体感できること、その心地良さは格別です。共演者と楽器で対話(反応)しあって、作り上げていく面白さは、仕事とも共通するところがあります。また、ジャズはアドリブが中心で何が起るか分からなから、臨機応変に対応しなければならぬ。これも仕事の上で生かされている気がします。

振り返れば苦しい時代もあったけれど、ドラムをやってきてすごく良かった。他人との競争意識からは解放された今、50歳でも60歳でもまだ伸びしろがあると気付いたんです。一生、ドラムと向き合ってた話していききたいですね。



藤原 真也 さん (新宿支部)

開業してから23年。現在は不動産登記、特にマンションの売買が中心です。マンション売買では権利者と義務者双方の代理人になるのでどちらの立場も公平に考えるというのが、平日の仕事に向かう姿勢ですね。長年続けていると仕事での感動も少なくなりますが、かつてアメリカ在住の日本人が日本のマンションを売るといふ案件に出会い、マニュアルもない時代に自分で考え無事に登記を完成できた時の達成感、依頼者に感謝された時のうれしさは今も鮮明に覚えています。

亀井正樹=Photograph 廣渡淳=Interview

てくてくてくてくてく
散歩

No.4
北品川

1 品川神社 東京都品川区北品川3-7-15

文治3年(1185)、源頼朝が安房国州崎明神を勧請し創建。神田神社や芝大神宮と同じ、東京十社の一つに数えられています。6月7日に近い金・土・日の3日間に行われる例大祭は、「北の天王祭」と呼ばれ、神社入口にある53段の階段を神輿が上り下りする様子は、迫力満点です!



本殿の大黒天

近くには、
おいしい天ぷら屋さんも

3 品川浦の舟だまり



旧東海道から東側へと路地を抜けると見えてくる品川浦。昔は漁師町として栄え、海だったこの辺りも埋め立てが進み、今はまるで運河のよう。屋形舟や釣り船が停泊する舟だまりの様子は、品川の観光スポットとしても人気です。

春の陽気に誘われて、
北品川エリアをてくてく
歩いてみませんか?!

2 旧東海道品川宿

慶長6年(1601)、江戸と京をつなぐ東海道の1番目の宿に指定された品川宿。現在の京浜急行北品川駅付近から青物横丁付近にかけてがかつての品川宿にあたり、現在も当時と同じ道幅に商店街が続いています。時代が感じられる建物や場所も多く、散歩が楽しい通りです。



4 鯨塚 品川区東品川11-7-17

寛政10年(1798)、嵐で品川沖に迷い込んできたところを漁師に捕らえられた鯨の供養碑。鯨は体長約16.5m、高さ約2mの大鯨で江戸中の評判となり、11代将軍徳川家齊が上覧する騒ぎになったそうです。東京に現存する鯨塚は、ここだけ。大変貴重な歴史資料です。



品川駅から一駅目

北品川という地名は、品川区の北に位置するという意味と、目黒川を境にして北側の品川という意味に由来しているとか。

その北品川。東海道五十三次の宿場「品川宿」の名残りが見られる商店街や、横丁の路地を入れば赤レンガの塀、今も使われている井戸など、いろんな時代のノスタルジックな光景があららこちらに。
歩けば歩くほど、タイムスリップできるようなぜいたくなお散歩。カメラ片手にぜひお出掛けを。

落語や映画の舞台にも

品川宿を舞台にした「居残り佐平次」「品川心中」などの古典落語をはじめ、映画「幕末太陽伝」のロケ地として注目を浴びた北品川。さらには、かの有名な怪獣が上陸した場所も北品川駅近くだったことをご存知ですか?
多くの人が知る特撮怪獣映画ゴジラシリーズの第一作1954年公開の映画「ゴジラ」で、まさしくゴジラが上陸したのが、現在の北品川駅近くの八ッ山橋。橋近くにある、まち歩きマップにもちゃんと表示されているのでチェックしてみてください。

歴史、神社仏閣、落語、映画などなど、いろいろなマニア垂涎の地、北品川は奥が深く面白いですよ。

INFORMATION

「女性司法書士による 子どもと女性のための 無料相談会」

東京司法書士会では、女性の「男性が相手では話づらい悩みごと」や、「男性とは話をするのが苦手なので、女性に相談に乗ってほしい」というご要望にお応えするため、女性からのご相談に女性司法書士が対応する、女性のための無料相談会をご用意しました。「約束した養育費を払ってもらえなくて生活が苦しいが、どうすればいいのか」「ネットオークションで購入したブランド品が偽物だったので、お金を返してほしい」「職場でセクハラに遭って退職したが、泣き寝入りしたくない」「貴金属の押し売り被害に遭った。取り返すことはできるか?」
などのお困りごとを、女性司法書士に相談してみませんか?

- 相談場所:東京司法書士会総合
相談センター(四谷)
裏面参照
- 相談日:毎週木曜日
午後5時~8時
(年末・年始・祝日を除く。
お一人50分以内)

出張による 無料法律相談

お体をご不自由な方など、事情により本会が実施する常設無料相談会にお越しいただくことが困難な東京都在住の方を対象に、司法書士が区役所・市役所・学校・その他の公共施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設、グループホーム、病院、団地自治会などの集会所、相談者の自宅などにお伺いして面談による相談をお受けします(詳細については東京司法書士会ホームページでご確認ください)。

- お問い合わせ先:東京司法書士会
事務局 事業・研修課
TEL 03-3353-9191

NHKは
みなさまの受信料で
支えられています。



NHK受信料のお支払いは口座振替またはクレジットカード継続払をご利用ください。

パソコンから www.nhk.or.jp/jushinryo/
携帯から [メニュー](#) ▶ [TV](#) ▶ [NHK](#) ▶ [受信料の窓口](#)
フリーダイヤル **0120-151515** 午前9時~午後10時
土・日・祝日は午後8時まで **050-3786-5003**
(午前9時~午後9時 土・日・祝日は午後8時まで)をご利用ください。 *番号のおかけ間違いにご注意ください。



やさしい気持ちがみんなを救う
日本赤十字社東京都支部に対して会費(社費)・寄付金のご協力をいただくと、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはホームページをご覧ください。



あなたとともに、
赤十字。
日本赤十字社は、国境・宗教・人種を超えて、戦争・災害の被災者の救済等の人道的活動を行っています。

赤十字
Japanese Red Cross Society
東京都支部
TEL.03-5273-6741 <http://www.tokyo.jrc.or.jp>

赤十字の活動は皆様からいただく会費(社費)と寄付金で支えられています。

ファー口
司法の窓

2016年3月31日発行
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191

編集人 倉子 裕子
編集 堀江 和浩

デザイン・制作 (株)アイデス・プランニング
印刷 あかつき印刷株式会社

編集後記

東京司法書士会公認キャラクターに選ばれた「しほたん」の生みの親は、何を隠そうこの私です。着ぐるみもイメージどおりとてもかわいく仕上がりました。せっかくですから、ゆるキャラグランプリを制覇するぐらいの意気込みで頑張ってもらいたいですね。

K. H.

東京司法書士会 無料法律相談

あなたの人生の
いろいろな場面で
司法書士が力になります。

面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷) 法テラス指定相談場所

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

- ・JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- ・東京メトロ丸の内線 四ツ谷駅 徒歩6分
- ・東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205 (予約制)



相談日時
月～金 …………… 午後5時～8時
土 …………… 午後1時～4時

相談内容
当番司法書士相談／多重債務相談
／成年後見相談／訴訟に関する相談
／不動産登記相談／会社法務相談
／震災相談／女性司法書士による
子どもと女性のための相談(木のみ)

三多摩総合相談センター(立川) 法テラス指定相談場所

〒190-0012

東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

- ・JR中央線立川駅北口 徒歩6分
- ・多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

お問い合わせ

平日午前10時～午後4時 ※祝祭日を除く

042-548-3933 (予約制)



相談日時
水 …………… 午後5時～8時
木・土 …………… 午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談／不動産登記
相談／会社法務相談／多重債務
相談／震災相談
当番司法書士相談

当番司法書士による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

相談予約ダイヤル

平日午前9時～正午、午後1時～5時 ※祝祭日を除く

03-3353-9205

相談日時 月～金…午後5時～8時/土…午後1時～4時

三多摩総合相談センター(立川)

〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

相談予約ダイヤル

平日午前10時～午後4時 ※祝祭日を除く

042-548-3933

相談日時 水…午後5時～8時/木・土…午後1時～4時

電話による法律相談

司法書士ホットライン

月・火・水・木・金 午前10時～午後3時45分 水・木 午後5時～7時45分

03-3353-2700 042-540-0663

当番司法書士相談

クレジット・サラ金業者から訴えられた方のための相談

多重債務相談

借金返済についての悩み、自己破産、ヤミ金融被害など

成年後見相談

高齢者・障がい者の支援、相続、遺言など

訴訟に関する相談

敷金返還、悪質商法への対処、借地借家問題、少額訴訟、家事事件など

不動産登記相談

土地建物の売買・相続・贈与による移転、抵当権・賃借権の設定・抹消など

会社法務相談

商業登記、事業承継・企業再編など



東京 総合相談センター

検索

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 <http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>



東京司法書士会調停センター“すてつき”では

話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

友人とお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活に起こる、ちょっとした「トラブル」。「いきなり裁判ざたには、したくないし…、かといって、このままにもしておけない…」、「泣き寝入りもイヤだし…」。そんな時には、私たち調停センター“すてつき”をご利用ください。話し合いを通じて、お互いが納得できる形での紛争解決へのお手伝いを司法書士がいたします。お気軽に当センターまでお問い合わせください。

TEL: 03-3353-8844 平日午前9時～正午、午後1時～5時(祝祭日を除く)
(但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能)

法的トラブルで
悩んでいませんか?